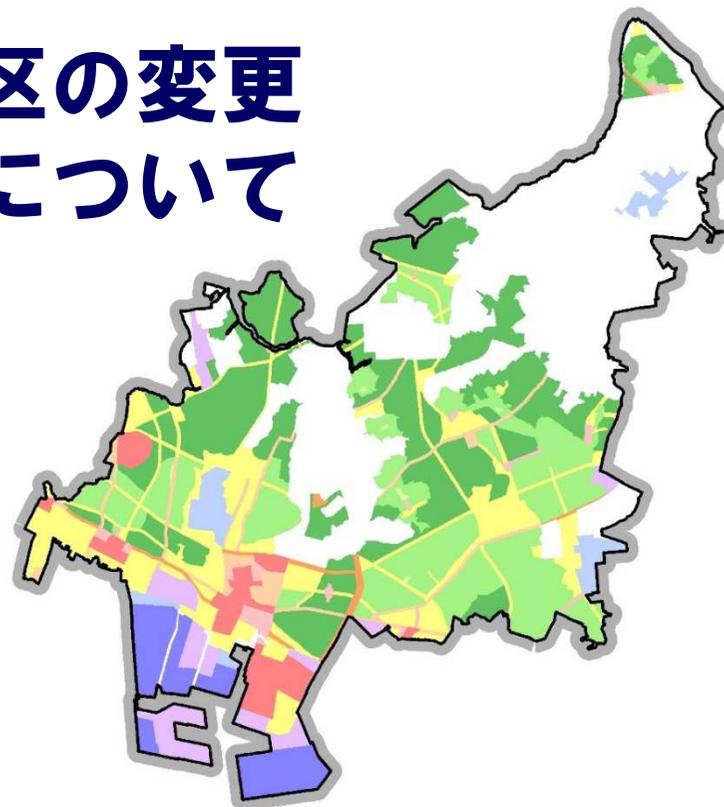


第145回船橋市都市計画審議会

議案第2号 船橋市都市計画生産緑地地区の変更 (船橋市決定) (付議) について

船橋市 建設局
都市計画部 都市計画課

令和4年10月26日



生産緑地地区とは

生産緑地地区とは

市街化区域内に位置し、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地として適している農地等を都市計画に定めるもの

指定による効果

- 農地等としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられる。
- 都市における農地等の適正な保全を図ることができる。

生産緑地地区とは

指定の条件

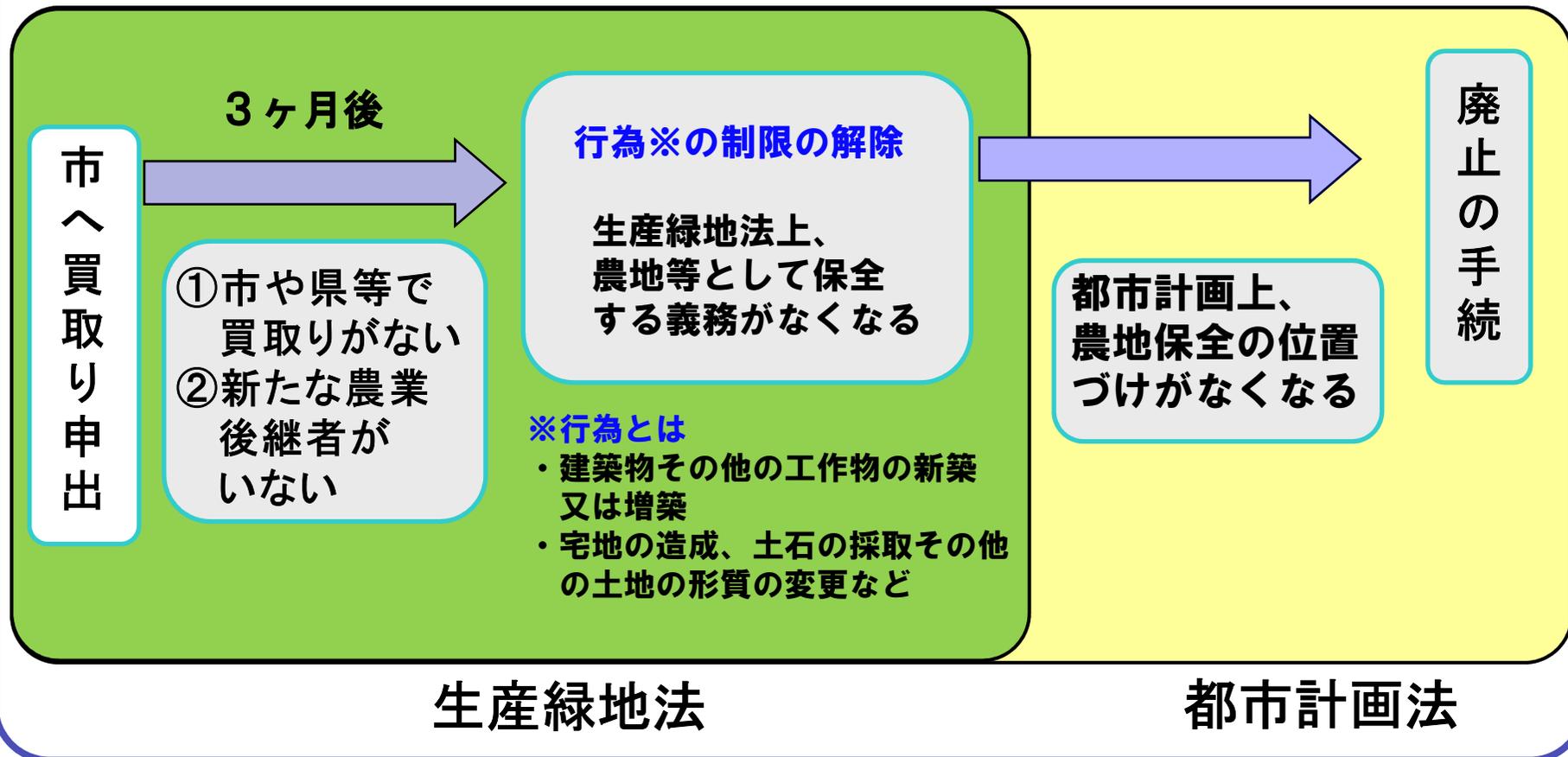
**生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準
(令和2年1月1日施行)に適合しているもの**

- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等
良好な生活環境の確保に相当の効用があるもの
- ②公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ③一団のもの区域として300㎡以上あること
- ④農地等であり、農業の継続が可能なこと
- ⑤地方公共団体等が所管する事業との不整合がないもの 等

生産緑地地区とは（買取り申出制度と都市計画変更）

買取り申出ができる事由

- ① 指定されてから**30年**（小室地区については10年）が**経過**
- ② 主たる従事者が**死亡**
- ③ 主たる従事者が重大な**故障**により農業等に従事することが不可能になる（生産緑地法施行規則第5条）



生産緑地地区の変更

今回の変更理由

○追加

- ・「生産緑地法」及び「船橋市生産緑地地区指定基準」に適合するため

○廃止

- ・行為の制限が解除されたため
- ・公共施設等が設置されたため

○地積更正及び錯誤訂正

- ・筆の分筆及び地積の錯誤に伴い面積に変更が生じたため
- ・生産緑地地区の指定に関する錯誤訂正に伴い指定区域及び面積に変更が生じたため

生産緑地地区の変更

一 覧 表 (1/3)

船橋都市計画生産緑地地区の変更（船橋市決定）

船橋都市計画生産緑地地区中 15号藤原第6生産緑地地区ほか16地区を次のように変更する。

名 称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
15	藤原第6生産緑地地区	約 1.66 ha	地積更正 一部追加	+約 0.06 h a +約 0.11 h a	— —
27	藤原第18生産緑地地区	約 ---- ha	全部廃止	△約 0.48 h a	死亡
49	二和東第1生産緑地地区	約 1.77 ha	一部追加	+約 0.24 h a	—
79	上山町第20生産緑地地区	約 1.01 ha	錯誤訂正	△約 0.01 h a	—
94	上山町第35生産緑地地区	約 0.60 ha	一部廃止	△約 0.36 h a	社会福祉施設
115	南三咲第10生産緑地地区	約 0.17 ha	錯誤訂正	△約 0.04 h a	—
128	松が丘第3生産緑地地区	約 0.22 ha	地積更正	+約 0.14 h a	—

生産緑地地区の変更

一覧表 (2/3)

名 称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
196	旭町第10生産緑地地区	約 ---- ha	全部廃止	△約0.58ha	死亡
230	夏見台第9生産緑地地区	約 0.07 ha	一部廃止	△約0.15ha	故障
260	芝山第9生産緑地地区	約 ---- ha	全部廃止	△約0.26ha	死亡
311	西船第10生産緑地地区	約 0.66 ha	一部廃止	△約0.12ha	死亡
339	西船第38生産緑地地区	約 0.31 ha	一部廃止	△約0.10ha	死亡
380	北本町第4生産緑地地区	約 0.65 ha	一部廃止	△約0.60ha	死亡
483	東船橋第11生産緑地地区	約 ---- ha	全部廃止	△約0.23ha	死亡
535	前原西第12生産緑地地区	約 0.25 ha	地積更正 一部廃止	+約0.01ha △約0.20ha	— 死亡

生産緑地地区の変更

一 覧 表 (3/3)

名 称		残地面積	変更理由	変更面積	廃止理由
番号	生産緑地地区名				
653	飯山満町第27生産緑地地区	約 ---- ha	全部廃止	△約 0.07 ha	故障
678	行田第7生産緑地地区	約 0.07 ha	新規追加	+約 0.07 ha	-
合 計			追 加	+約 0.42 h a	
			廃 止	△約 3.15 h a	
			地積更正・ 錯誤訂正	+約 0.16 h a	

【代表例】生産緑地地区の変更（新規追加）

船橋都市計画生産緑地地区の変更について（船橋市決定）計画図（17）



番号678 行田第7生産緑地地区
追加理由：生産緑地法及び船橋市生産緑地地区指定基準に適合するため
追加面積：+約0.07ha
追加形態：新規追加

【代表例】生産緑地地区の変更(公共施設等の設置による廃止)

船橋都市計画生産緑地地区の変更について(船橋市決定) 計画図(5)



番号94 上山町第35生産緑地地区
廃止理由: 公共施設等(社会福祉法による社会福祉施設)の設置がされたため
廃止面積: △約0.36ha
廃止形態: 一部廃止

生産緑地地区の変更(追加)

	区 分	地区数	面 積
追加	新規追加	1地区	+約 0.07 ha
	一部追加	2地区	+約 0.35 ha
	合 計	3地区	+約 0.42 ha

生産緑地地区の変更(廃止)

廃止	理由	区分	地区数	面積
	行為制限解除	全部廃止	5地区	△約 1.62 ha
		一部廃止	5地区	△約 1.17 ha
	公共施設等の設置	一部廃止	1地区	△約 0.36 ha
	合計		11地区	△約 3.15 ha

生産緑地地区の変更(地積更正・錯誤訂正)

	区 分	地区数	面 積
地積更正・ 錯誤訂正	地積更正	3地区	+約 0.21 ha
	錯誤訂正	2地区	△約 0.05 ha
	合 計	5地区	+約 0.16 ha

生産緑地地区の変更

今回の変更に関する区域

地区数	追加	廃止	地積更正・ 錯誤訂正	面積の増減
17地区	+約0.42ha	△約3.15ha	+約0.16ha	△約2.57ha

生産緑地地区の全体の内訳表

変更後		変更前	
地区数	合計面積	地区数	合計面積
482地区	約168.53ha	486地区	約171.10ha